

株式会社市川 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月 1日～令和12年 7月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●令和7年 8月～ 法に基づく諸制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業を取得しやすい職場風土づくりのため、男性社員を対象にした育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知を行う。
また、子が出生した男性社員に対し、管理職が育児休業取得の勧奨を行う。

<対策>

●令和7年 8月～ 資料の配布と、該当社員への管理職の育児休業取得勧奨

目標3：男性の育児目的の休暇の取得促進

<対策>

●令和7年8月～ 男性従業員に育児目的の休暇取得要望状況の調査確認、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を従業員に周知・活用促進